

広島市告示（安芸区）第 7 2 号

令和 7 年 7 月 1 1 日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 7 年 7 月 1 1 日から同月 2 5 日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の<br>種 類 | 路 線 名 | 変 更 区 間                      | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長          |
|------------|-------|------------------------------|-----|-----------------------------|----------------|
| 県道         | 瀬野船越線 | 安芸区中野四丁目 1 8 9 5 番地 1 2 地先から | 旧   | メートル<br>4. 00<br>～<br>6. 50 | メートル<br>17. 34 |
|            |       | 安芸区中野四丁目 1 8 9 3 番地 1 地先まで   | 新   | メートル<br>5. 80<br>～<br>6. 50 | メートル<br>17. 34 |